

平成 17 年 10 月

## フロンに対する取組状況について

社団法人 不動産協会

弊協会は、主にマンション・住宅事業を営む不動産会社によって構成された団体で、平成 17 年 10 月現在、会員数は約 200 社。

そのうち業務用冷凍空調機器が装備されているオフィスビルの運営に携わる会員企業も一部みられる。

## 1. 業務用冷凍空調機器の整備・廃棄時におけるフロン回収の実態

会員各社がほぼ共通して取り扱っているフロン関連機器の中心は、分譲マンションに設置される住宅設備としての空調機器であるが、整備・廃棄は主に商品購入者が主体となって家電リサイクル法に則り整備処分している。

一方、業務用空調機器のフロン回収については、特にビルを保有する会員企業が設備更新あるいは建て替え時の廃棄時に行うことになるが、設備更新は専門の設備会社（いわゆる空調衛生設備工事会社）に委託する場合は殆どであり、また廃棄については、建替・新築工事を請け負う建築会社（いわゆるゼネコン）に製品の廃棄業務も請負契約に含んで委託しているというのが実態である。

## 2. 業務用冷凍空調機器の整備・廃棄時におけるフロン類の排出抑制にかかる取り組みおよび課題

（環境対策全般）

当協会では環境自主行動計画を策定し環境行動の推進について会員の意識向上を図るとともに、不動産業の環境行動の推進に関する調査を 1997 年（平成 9 年）以降、毎年実施し、省エネ・温暖化対策に関するデータ収集と会員への情報提供を行っている。この調査の中では廃棄物の取扱量やエネルギー消費量についての状況をまとめているが、これまでのところフロン類についての調査は特に行っていない。

## 3. 現行フロン回収破壊法に係る問題点

回収から破壊まで下請けを管理し、確実に処分できる仕組みの確立が必要といえる。

## 4. 今後のフロン類排出抑制にかかる取組

特になし

以上